

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援サービス)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人健寿会
事業者の所在地	山陽小野田市大字有帆字佛石10662番地8
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 石松 剛
電話番号	(0836) 84-0317
指定年月日及び指定番号	3570900054

2 ご利用の事業所

事業所の名称	高千帆苑在宅介護支援センター
事業所の所在地	山陽小野田市大字有帆字佛石10662番地8
管理者の氏名	大塚美和子
電話番号	(0836) 84-7093
ファクシミリ番号	(0836) 84-7184
指定事業所番号	3570900054

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する
施設運営の方針	1, 事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う 2, 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適正な医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う 3, 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う 4, 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4 職員の職種、人員及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1				1	主任介護支援専門員
主任介護支援専門員	2	1	1					
介護支援専門員	1	1					1以上	介護支援専門員
その他の職員								

5 職員の勤務体制

従業員の勤務	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	４週８休
主任介護支援専門員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	４週８休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務	４週８休
その他の職員		

6 営業日

営業日	月～金 但し、祝祭日・１２／３０～１／３は休み
営業時間	８：３０～１７：３０

7 居宅介護支援の内容、提供方法および料金

問 い 合 わ せ 利 用 申 込 方 法	・指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申込みは、電話、文書又は居宅介護支援事業所への来所により受け付けます。
提 供 拒 否 の 禁 止	・正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否いたしません。
要 介 護 認 定 申 請 に 係 る 援 助	・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請援助を行います。 ・要介護認定の更新申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の１ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行います。
介護支援専門員の 身分証明書の提示	・介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者もしくはその家族等から求められたときは、これを提示します。
受給資格等の確認	・指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その被保険者証（資格者証を含む）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認させていただきます。
障害福祉サービス 利用者の移行	障害福祉サービスの利用者が 65 歳となり、介護保険サービスを利用する場合は障害福祉制度の相談支援専門員と情報交換等の連携に努めます。

公正中立なケアマネジメンツの確保	・利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能であることを説明します。又、前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、地域密着型通所介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は別紙のとおりです。 ① 前期 (3 月 1 日から 8 月末日) ② 後期 (9 月 1 日から 2 月末日)
計 画 の 作 成	・指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
訪問回数の多い利用者への対応	・訪問回数の多いプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用などの観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネージャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとします。
末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント	・著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とする事によりケアマネジメントプロセスを簡素化します。
医療と介護の連携強化	・関係事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報をお伝えします。 ・医療系サービス利用を希望された場合、利用者の同意を得て主治の医師に意見を求め、当該医師等に対してケアプランを交付いたします。 ・事業者は利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名・事業所を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
サービス提供困難時の対応	・事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じる場合があります。
利 用 料 金	要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。
24 時間連絡体制	・特定事業所として、24 時間常時連絡可能な体制を整備します。介護支援専門員不在時においても、併設施設にて利用者からの相談、連絡を受け、受け付けた者から介護支援専門員に連絡を取り、介護支援専門員から利用者に対して連絡をします。

8 事業の実施地域

実 施 地 域	山陽小野田市
---------	--------

9 相談窓口・苦情対応

高千帆苑在宅介護支援センター 担当者：大塚美和子	所 在 地 山陽小野田市大字有帆字佛石 10662 番地 8 電話番号 (0836) 84-0317 F A X (0836) 84-7032 ご利用時間 平 日 8:30~17:30
山陽小野田市役所 高齢福祉課介護保険係	所 在 地 山陽小野田市日の出一丁目1-1 電話番号 (0836) 82-1172 F A X (0836) 83-9082 ご利用時間 平 日 8:30~17:15
山口県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地 山口市朝田1980番地7 電話番号 (083) 995-1010

10 事故発生時の対応

当事業者は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに契約者およびその家族等、関係市町村に、連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、保険の活用等により誠意を持って速やかに対応致します。また、事故発生原因を究明し、今後の事故防止対策を講じることと致します。

11 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
- ③ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑤ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者大塚美和子